

令和7年度 第1回 富士見市都市計画審議会 会議録

| | | | | | | | |
|--------------------|---|------|-----------------|--------|----------|-------|-------|
| 会議日時 | 令和7年11月6日(木) | 開会 | 午前10時00分 | 閉会 | 午前11時30分 | | |
| 会議場所 | 市立中央図書館 視聴覚ホール | 出席者数 | 委員定数13名中 出席者13名 | | | | |
| 出席者 | 委員 | 1号 | 会長 | 笠原 勤 | 2号 | 委員 | 松本 剛 |
| | | | 委員 | 大曾根 高男 | | 委員 | 村元 寛 |
| | | | 委員 | 寺沢 靖 | | 委員 | 宮尾 玲 |
| | | | 委員 | 前田 博之 | | 委員 | 篠原 通裕 |
| | | 3号 | 委員 | 新井 健司 | 委員 | 荒井 正夫 | |
| | | | 委員 | 小栗 知実 | 委員 | 藤江 賢治 | |
| | | | 委員 | 山科 和仁 | | | |
| | 臨時委員 | なし | 参考人 | なし | | | |
| 幹事 | 新井 雅彦 | | | | | | |
| 事務局職員 及び 出席者 | 【事務局職員】 都市整備部 新井部長 平澤副部長兼都市計画課長 都市計画課 高野副課長 千島主任 笠原主任 【説明担当員】 下水道課 浅見課長、新井副課長 初澤主査 都市計画課 吉川副課長 浅見主任技師 | | | | | | |
| 欠席委員 | | | | | | | |
| 議長 | 笠原 勤 | 担当書記 | 笠原 佑介 | | | | |
| 署名委員 | 会長 | | | | | | |
| | 委員 | | | | | | |
| | 委員 | | | | | | |

会 議 事 項

1 開 会 (幹事)

2 市長あいさつ

3 会長の選出

富士見市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、1号委員である「笠原委員」が会長に推薦され、委員に諮り承認された。

4 会長あいさつ

5 会長職務代理者の指名

富士見市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、「篠原委員」を会長職務代理者として指名し、承認された。

6 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会議録署名委員に「小栗委員」と「藤江委員」を指名した。

また、本会議は、非公開とする案件「なし」で進行することを了承された。

なお、傍聴者は2名。

7 議事 (進行：会長)

諮問第1号 富士見都市計画下水道の変更について(市決定)

質疑応答

委 員:資料(参考1-1・10～11ページ)について、柳瀬川樋管を使用するのではなく、新たに放流口を設けるのか。

担 当:今回のポンプ場建設に当たっては既存の放流口を利用する形で、整備を行います。

委 員:柳瀬川の水位が上がると、逆流防止のため樋管を閉じる必要がある。閉じた上での排水となると、新たに放流口を作るという認識でよいか。

担 当:新たに放流口を設けけるのではなく、現在ある樋管の上流側に調圧水槽とゲートを設けて逆流を防止します。

会 長:新設する調圧水槽は、柳瀬川の水位より高い位置まで溜められる構造とし、圧送ではなく水頭差によって柳瀬川に水を送る構造となる。委員の質問の趣旨としては、資料にある雨水幹線は開渠になっているが、その開渠に水を流すのか、それとも暗渠にして水を流すのかということだと思われる。

担 当:ポンプ場から既存の放流口までは、暗渠管を整備し調圧水槽へ圧送する予定です。
既存の柳瀬川樋管は開けたままの状態、新設した調圧水槽に水を送り、その中で
水位を上げて柳瀬川樋管から水を出す構造を考えています。

会 長:柳瀬川の築堤から水槽までは暗渠か、若しくは開渠か。

担 当:暗渠を予定しています。

会 長:資料(参考1-1・10ページ)では開渠の写真のみ。開渠だとすると、柳瀬川の
水位が上がれば開渠部から水が流れるため樋管を閉めざるを得ない。それでも
柳瀬川に水を送るために柳瀬川の水位よりも高い水槽を整備しなければならない。
そこで樋管の反対側に調圧水槽を設置して、水頭差で送る仕組みにする。そして圧
送部については暗渠にする。以上の認識で間違いはないか。

担 当:そのとおりです。

委 員:ポンプ場の整備位置について、放流口から若干離れた場所を予定しているのは
意図したものか。また、既存の開渠部分の水路の扱いについて、もう少し説明して
いただきたい。

担 当:本来は放流口の真裏に整備したいと考えていましたが、関係する地権者の方の協力
が得られず今回の整備予定箇所となりました。

会 長:柳瀬川の築堤に新たに穴を開けるのは困難である。今回のポンプ場整備場所の築堤
に穴を開けることは河川管理者の了承が取れなかったため、既存の放流口を採用
したということだと思う。

委 員:ポンプ場から調圧水槽までの開渠部分も、圧をかけて送るという考え方で間違い
ないか。
また、平常時も流下については既存の雨水幹線(開渠)を使用すると思われるが
如何か。

担 当:資料(参考1-1・11ページ)の赤い箇所にゲートポンプ場を設け、既存の開渠
部分を暗渠(放流渠)にし、ポンプ場から調圧水槽に圧送して強制排水します。

委 員:平常時から圧送するのか。

担 当:今回はゲートポンプを予定していますが、平常時はゲートを開けて圧送管
(放流渠)の中を自然流下させる予定です。

委員: 圧送と自然流下の併用ということか。

担当: そのとおりです。

委員: 資料(参考1-1・5ページ)にある汚水事業の「不明水」とはどのようなものなのか。

また、下水・汚水問題は、全て下水管ではなく浄化槽も併用する自治体が多くなったとの新聞記事があったが、富士見市は下水道普及率を100%にする考えか。

併せて、浄化槽を併用することについての方針を伺いたい。

担当: 不明水とは、汚水管の中に何らかの理由で入る地下水や、マンホールの蓋から侵入してくる水を指します。汚水管の中に雨水が入ると、処理場に負担が掛かってしまうので対策に取り組んでいます。

未普及対策については、主に南畑地域等の汚水管の整備工事を進めたことにより、最終的には98.9%と県下でも高い普及率となりました。

また、浄化槽を併用するかについては老朽化対策、耐震対策や浸水対策等の兼ね合いもあり結論は出ていませんが、整理して方針を出したいと考えています。

会長: 普及率が100%に近づくにつれて、大規模に予算をかけて汚水管の整備を行うより、個別に浄化槽を設置するほうが効率的なケースも出てくるのかもしれない。

委員: ポンプ場整備の予算は概ねどの程度か。

担当: 予算は今後行う設計の中で算出しますが、概算金額は、設備設置と用地買収で5億円以上掛かる見込みとなっています。

会長: 整備予定の期間について伺いたい。

担当: こちらも今後設計を進めますが、順調に進んで令和13年頃に整備が完了する予定です。

会長: 用地は既に確保しているのか。

担当: まだ確保していません。ただし、今回の都市計画等の決定に際して地権者の方には、今後用地の取得にご協力いただきたい旨は話しています。

会長: 今回のポンプ場建設の場所については、予め地権者に説明をし、特に反対はなかったという認識でよいか。

担 当:そのとおりです。

委 員: 資料 (参考 1-1・12 ページ) についてだが、公聴会が中止になった理由はなぜか。

担 当: 令和 7 年 7 月 11 日から 7 月 25 日にかけて「案の提示」を実施しました。その際に住民からの意見が無く、公聴会の申し出を受けなかったため中止としました。

会 長: 「諮問 1 号 富士見都市計画下水道の変更について(市決定)」をお諮りします。賛成の委員の挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

会 長: 富士見都市計画下水道の変更について(市決定)は、案のとおり賛成することに決定いたします。

諮問第 2 号 富士見都市計画生産緑地地区の変更について(市決定)

質疑応答

委 員: 第 281 号生産緑地地区について、他の箇所は隣接地に生産緑地がありそれに付随する形で追加するよう見えるが、今回の第 281 号はそうではないように見える。どのような事情で新たに追加になったのか、理由が分かれば教えていただきたい。

また、これは要望だが、もともと生産緑地制度は市街地の中で良好な緑地を残すため、30 年間、場合によっては更に 10 年の指定期間を設けている。しかし、個人が生産緑地地区を解除すると市がすぐに買い取れないという理由で、大半の生産緑地が不動産市場に流れていると感じる。今回の第 260 号生産緑地地区は、今までと違い、県事業である都市計画道路の進捗に伴い、面積及び区域の変更や残地の道連れ解除がされている。

現在、自然環境分野の国際的な指標であるネイチャーポジティブ (生物多様性環境の減少を一旦食い止め、回復させる目標) の風潮で、国交省でも道路分野における取組事例を公表している。県道において、失われた生産緑地の代替となる緑地を県の予算で整備してもらえないだろうか。このままでは緑地が失われ続ける一方になると思う。

担 当: まず、生産緑地の追加指定制度については原則、指定の面積要件が 500 m²以上で

すが、富士見市の条例では300㎡以上で追加指定できるようにしています。また、概ね100㎡以上の個別の農地が、300㎡未満であっても近隣の農地との一団性を有し、合計で300㎡以上を満たすことができれば追加指定が可能です。ただし、一団とすることができる農地の範囲について明確な決まりはありません。第281号については、近隣に一団とみなすことが可能な農地がないと判断したため、新設扱いとしました。

委員：一団の農地として追加指定される場合が多い中、近隣に生産緑地が無い中で地権者がどのような事情で追加指定に至ったのか理由を伺いたい。

担当：地権者の方の詳細な意向は伺っていませんが、今回、農業に活用したいというお話を受けて、同地が生産緑地の追加指定の基準に適合することから、追加指定の手続きを行ったものです。

委員：生産緑地が減少し続ける中、新たに追加指定されるのはありがたい。その理由が分かれば、今後未指定の農地に市から提案できる材料になる。また市として積極的に追加指定を推奨していくことが、大事なのではないか。

会長：生産緑地制度自体は30数年前にできた。制度開始当時は地価が高騰し、宅地内の農地の税金が上がる問題を解決してほしいという声があった。そのような経緯で、まちづくりの面で必要な土地であると都市計画で指定すれば、減税可能な制度にした。
第281号生産緑地地区の地権者の方は、何かお考えがあつてのことと思われる。

担当：各地権者の方の意向は多岐に渡るため、市が詳細を把握することは難しい状況です。

会長：「諮問2号 富士見都市計画生産緑地地区の変更について(市決定)」をお諮りします。賛成の委員の挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

会長：富士見都市計画生産緑地地区の変更について(市決定)は、案のとおり賛成することに決定いたします。

8 閉 会 (幹事)